

(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業計画段階環境配慮書に対する 三重県知事意見

総括的事項

- 1 本配慮書では、対象事業に係る位置・規模並びに発電設備等の構造・配置に関して複数案が示されていないことから、今後、方法書以降の手続きにおいては、複数案の設定を含めた検討の経緯を明らかにすること。
- 2 今後の手続きにおいては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、科学的な知見に基づいて調査及び予測を実施すること。また、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。
- 3 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- 4 事業実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、津市及び地域住民と適切なコミュニケーションを図り、理解を得ること。

個別的事項

1 大気質

事業実施想定区域の近傍には複数の住居等が存在し、工事の実施による粉じん、ばいじん等による影響が懸念されることから、住居等への大気質への影響について適切に調査及び予測を行い、低公害型の重機等を利用するなど、生活環境への影響を回避又は低減すること。

2 騒音

事業実施想定区域の近傍には複数の住居等が存在していることから、騒音による影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、発電設備等を住居等から隔離すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は低減すること。

3 水環境

工事の実施時における濁水による河川への影響が懸念されることから、事業特性や地域特性を踏まえ、水質調査地点の選定を行うとともに、適切に調査及び予測を行うこと。

4 反射光

事業実施想定区域の近傍には複数の住居等が存在していることから、反射光による影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、樹林帯の残地等により反射光による生活環境への影響を回避又は低減すること。

5 陸生動物、陸生植物、生態系

- (1) 事業実施により、生物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、敷地内の自然環境の維持及び周囲との緑地のつながり等について配慮のうえ、土地の改変や樹木の伐採面積が小さくなるように計画すること。
- (2) 事業実施想定区域周辺では、国内希少野生動植物種であるタガメをはじめ、多くの絶滅危惧種の生息が確認されており、本事業による影響が懸念されることから、詳細な現地調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講じることにより、事業による影響を回避又は低減すること。
- (3) 県内のゴルフ場内及びその周辺では、三重県指定希少野生動植物種であるギフチョウやサシバナなどの里山環境に生息する生物が確認されていることから、それらの生息状況を把握できるよう、調査場所及び調査手法について十分検討すること。

6 景観

- (1) 周辺地区の景観との調和、眺望景観に配慮するとともに、事業実施想定区域に存在する樹林帯を可能な限り残置する等、景観への影響を回避又は低減すること。
- (2) 眺望点の抽出にあたっては、地域住民の利用頻度が高い施設等も候補に含める等、選択肢を広く想定した上で主要な眺望点及び身近な視点場を選定し、景観への影響について調査及び予測を行うこと。

7 文化財

方法書以降の手続きにおいては、埋蔵文化財包蔵地について、関係機関から最新の情報を収集したうえで、事業による影響を予測及び評価すること。

8 廃棄物

導入する太陽電池は、廃棄時を見据えて選定すること。

また、事業に伴い発生する廃棄物の発生抑制やリサイクルに努め、やむを得ず廃棄物となるものについては適正な処理を行う計画とすること。

9 その他

- (1) 環境影響評価図書について、インターネット上で印刷が可能な状態で公表することや、縦覧期間後も引き続き閲覧が可能な状態にするなど、本事業に対する地域住民への理解を促進するとともに、利便性の向上に努めること。
- (2) 事業実施想定区域周辺には、複数の住居のほか、学校等の環境保全上配慮すべき施設が存在することから、機材・機器の搬出入に係る車両の通行について、児童及び地域住民の支障とならないよう十分配慮すること。